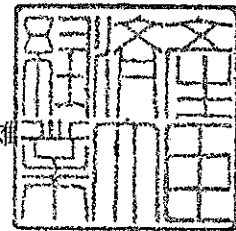


経済産業省

20150902商第11号
平成28年2月29日

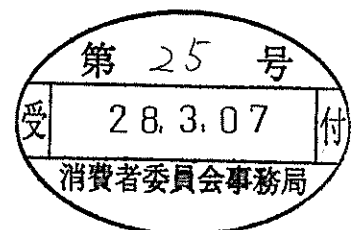
消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

経済産業大臣 林 幹雄



「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」に係る経済産業省の実施状況について

平成27年8月28日付け府消委第236号の「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」に対し、経済産業省の実施状況を別紙のとおり報告します。



「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」
に対する経済産業省の実施状況について

2. 事故情報の収集

(建議事項2)

経済産業省は、建議事項1における調整の結果、取り組むこととされた商業施設内の遊戯施設における事故情報を適切に収集する仕組みを構築し、収集した情報を消費者安全法に基づき消費者庁へ通知すること。

建議事項2について

経済産業省では、建議事項3(1)を受けて、今後、有識者(学識経験者、消費者代表、ショッピングセンター事業者、遊具メーカー等を想定)からなる検討会を立ち上げ、商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関し、関係事業者が遵守すべき安全面に関する基準を今春に策定すべく調整中。当該基準において、商業施設事業者は、商業施設内において消費者事故等が発生した場合は、救急・警察へ連絡を行う旨を規定することを検討中。これにより、事故情報が、消費者安全法に基づき、救急・警察から消費者庁に通知されることになると認識している。

2. 事故情報の活用

(建議事項3)

経済産業省は、建議事項1における調整の結果、取り組むこととされた商業施設内の遊戯施設における消費者事故等の発生を防止するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 関係事業者が遵守すべき安全面に関する基準(ガイドライン、自主基準を含む。)の策定に向けた措置を講ずること。
- (2) 関係事業者と事故情報を共有し、同種の事故に対して予防対策を講ずるよう注意喚起すること。

建議事項3(1)について

経済産業省では、消費者の事故が多く発生しているショッピングセンターを運営している事業者、遊具メーカー、ショッピングセンター内にテナントとして遊戯施設を運営している事業者、関連団体に対してヒアリングを行い、遊戯施設の設置時、運用時、事故の発生時等における消費者安全の確保に関する取組の実態や課題について把握を行った。

今後、有識者(学識経験者、消費者代表、ショッピングセンター事業者、遊具メーカー等を想定)からなる検討会を立ち上げ、ヒアリングで明らかになった実態や課題を踏まえ、関係事業者が遵守すべき安全面に関する基準を今春に策定すべく、

関係者間で調整中。

建議事項3（2）について

経済産業省では、建議事項3（1）を受けて、今後、有識者（学識経験者、消費者代表、ショッピングセンター事業者、遊具メーカー等を想定）からなる検討会を立ち上げ、商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関し、関係事業者が遵守すべき安全面に関する基準を今春に策定すべく調整中であるが、当該基準において、再発防止策として、事故情報を遊戯施設の調達先などの関係者と共有し、再発防止策の検討に活用する旨を規定することを検討中。